

平成31年 No.9

○国立大学法人東京学芸大学教員人事委員会規程等の一部を改正する規程

改正理由

委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 3 月 6 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教員人事委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年 3 月 7 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第 5 号

国立大学法人東京学芸大学教員人事委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学教員人事委員会規程（平成27年規程第 9 号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (3) 東京学芸大学情報セキュリティ委員会規程（平成22年規程第30号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程（平成27年規程第 6 号）

国立大学法人東京学芸大学教員人事委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編及び大学院教育学研究科の組織再編にともない、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
国立大学法人東京学芸大学<u>教員人事会議</u>規程 (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）第4条第6項の規定により<u>教員人事会議</u>について必要な事項を定める。 (検討事項) 第2条 <u>教員人事会議</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 教員人事の方針、基準及び手続きに関すること (2) 教授会の策定する教員採用計画に関すること (3) 教授会の行う教員候補者の選考に関すること (4) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員候補者の選考に関すること (5) 特命教授等候補者の選考に関すること (6) その他大学教員の人事に関すること (組織) 第3条 <u>教員人事会議</u>は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長 (2) 学系長 (議長等) 第4条 <u>教員人事会議</u>に<u>議長</u>及び<u>副議長</u>を置き、<u>議長</u>は総務を所掌する理事をもって充て、<u>副議長</u>は<u>議長</u>が指名する。 2 <u>議長</u>は、<u>教員人事会議</u>を招集する。 3 <u>副議長</u>は、<u>議長</u>を補佐し、<u>議長</u>に事故あるときは、その職務を代行する。 (委員以外の者の出席) 第5条 <u>教員人事会議</u>は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (議事) 第6条 <u>教員人事会議</u>は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)	国立大学法人東京学芸大学<u>教員人事委員会</u>規程 (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）第4条第6項の規定により<u>教員人事委員会</u>について必要な事項を定める。 (検討事項) 第2条 <u>教員人事委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 教員人事の方針、基準及び手続きに関すること (2) 教授会の策定する教員採用計画に関すること (3) 教授会の行う教員候補者の選考に関すること (4) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員候補者の選考に関すること (5) <u>大学院教育学研究科教育実践創成専攻を担当する教員候補者の選考に関するこ</u> <u>と</u> (6) 特命教授等候補者の選考に関すること (7) その他大学教員の人事に関すること (組織) 第3条 <u>委員会</u>は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長 (2) 学系長 (委員長等) 第4条 <u>委員会</u>に<u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>を置き、<u>委員長</u>は総務を所掌する理事をもって充て、<u>副委員長</u>は<u>委員長</u>が指名する。 2 <u>委員長</u>は、<u>委員会</u>を招集し、議長となる。 3 <u>副委員長</u>は、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故あるときは、その職務を代行する。 (委員以外の者の出席) 第5条 <u>委員会</u>は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (議事) 第6条 <u>委員会</u>は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)

第7条 <u>教員人事会議</u>の庶務は、総務部人事課が処理する。 (規程の改廃) 第8条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) 第9条 この規程に定めるもののほか、<u>教員人事会議</u>の運営等に関し必要な事項は、<u>教員人事会議</u>が定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u>	第7条 <u>委員会</u>の庶務は、総務部人事課が処理する。 (規程の改廃) 第8条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) 第9条 この規程に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営等に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が定める。 〔省略〕
---	--

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編にともない、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における危機管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、感染症、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。 (2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する<u>委員会及び会議</u>をいう。 (3) 部局 事務局、学長室、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター、教員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 第2章 <u>危機管理会議</u> (設置) 第3条 本学に、東京学芸大学<u>危機管理会議</u>（以下「<u>危機管理会議</u>」という。）を置く。 (目的) 第4条 <u>危機管理会議</u>は、関係委員会及び各部局（以下「関係委員会等」という。）との密接な連携のもとに、本学の危機管理に関する総合的な体制を整備することを目的とする。 (審議事項) 第5条 <u>危機管理会議</u>は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。 (1) 総合的な危機管理体制の整備に関する事項	〔省略〕 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における危機管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、感染症、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。 (2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する<u>委員会</u>をいう。 (3) 部局 事務局、学長室、監査室、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター、教員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 第2章 <u>危機管理委員会</u> (設置) 第3条 本学に、東京学芸大学<u>危機管理委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を置く。 (目的) 第4条 <u>委員会</u>は、関係委員会及び各部局（以下「関係委員会等」という。）との密接な連携のもとに、本学の危機管理に関する総合的な体制を整備することを目的とする。 (審議事項) 第5条 <u>委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。 (1) 総合的な危機管理体制の整備に関する事項

(2) 危機管理を必要とする諸問題に関する事項 (3) 全学的な防災訓練等の実施に関する事項 (4) 関係委員会等との連絡調整に関する事項 (5) その他危機管理に関し必要な事項 (指示, 指導等) 第6条 <u>危機管理会議</u>は, 必要があると認めるきは, 関係委員会等に対し, 危機管理に関する事項について, 指示, 指導等必要な措置を行うことができる。 (組織) 第7条 <u>危機管理会議</u>は, 次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) 理事及び副学長 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 附属学校運営部長 (7) センター長協議会議長 (8) 事務局長 (9) 事務局参事役 (10) 部長 (議長等) 第8条 <u>危機管理会議</u>に議長及び副議長を置き, 議長は学長をもって充て, 副議長は総務を所掌する理事をもって充てる。 2 <u>議長</u>は, <u>危機管理会議</u>を召集する。 3 <u>副議長</u>は, <u>議長</u>を補佐し, <u>議長</u>に事故があるときは, その職務を代行する。 (会議) 第9条 <u>危機管理会議</u>は, 委員の3分の2以上の出席がなければ, 会議を開くことができない。ただし, 第7条第9号の委員については, 当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については, 出席委員の過半数をもって決し, 可否同数のときは, 議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席) 第10条 <u>危機管理会議</u>は, 必要に応じて委員以外の者の出席を求め, 意見を聴くことができる。 第3章 関係委員会等の責務等 (報告) 第11条 関係委員会等の長は, 次の各号に該当する場合は, 当該各号に掲げる事項	(2) 危機管理を必要とする諸問題に関する事項 (3) 全学的な防災訓練等の実施に関する事項 (4) 関係委員会等との連絡調整に関する事項 (5) その他危機管理に関し必要な事項 (指示, 指導等) 第6条 <u>委員会</u>は, 必要があると認めるきは, 関係委員会等に対し, 危機管理に関する事項について, 指示, 指導等必要な措置を行うことができる。 (組織) 第7条 <u>委員会</u>は, 次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) 理事及び副学長 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 附属学校運営部長 (7) センター長協議会議長 (8) 事務局長 (9) 事務局参事役 (10) 部長 (委員長等) 第8条 <u>委員会</u>に委員長及び副委員長を置き, 委員長は学長をもって充て, 副委員長は総務を所掌する理事をもって充てる。 2 <u>委員長</u>は, <u>委員会</u>を招集し, 議長となる。 3 <u>副委員長</u>は, <u>委員長</u>を補佐し, <u>委員長</u>に事故があるときは, その職務を代行する。 (会議) 第9条 <u>委員会</u>は, 委員の3分の2以上の出席がなければ, 会議を開くことができない。ただし, 第7条第9号の委員については, 当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については, 出席委員の過半数をもって決し, 可否同数のときは, 議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席) 第10条 <u>委員会</u>は, 必要に応じて委員以外の者の出席を求め, 意見を聴くことができる。 第3章 関係委員会等の責務等 (報告) 第11条 関係委員会等の長は, 次の各号に該当する場合は, 当該各号に掲げる事項
---	--

を、危機管理会議に速やかに報告するものとする。

- (1) 危機管理会議から指示、指導等を受けた場合 その処理に関する事項
- (2) 危機管理に関する訓練、行事等を実施する場合 その計画に関する事項
- (3) 危機管理を必要とする事案が発生又は予想される場合 その内容に関する事項
- (4) 危機管理に関係する事項に関し、官公署の監査等を受けた場合 監査等の結果及びその対応に関する事項
- (5) その他危機管理に関し、危機管理会議に報告することが必要と認められる場合
その内容に関する事項

(危機管理会議の対応)

第12条 危機管理会議は、前条の報告を受け必要があると認めるときは、第6条の規定に基づき、当該関係委員会等に対し、必要な措置を行うものとする。

第4章 補則

(庶務)

第13条 危機管理及び危機管理会議に関する庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が定め、危機管理会議の運営等に関し必要な事項は、危機管理会議が定める。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

を、委員会に速やかに報告するものとする。

- (1) 委員会から指示、指導等を受けた場合 その処理に関する事項
- (2) 危機管理に関する訓練、行事等を実施する場合 その計画に関する事項
- (3) 危機管理を必要とする事案が発生又は予想される場合 その内容に関する事項
- (4) 危機管理に関係する事項に関し、官公署の監査等を受けた場合 監査等の結果及びその対応に関する事項
- (5) その他危機管理に関し、委員会に報告することが必要と認められる場合 その内容に関する事項

(委員会の対応)

第12条 委員会は、前条の報告を受け必要があると認めるときは、第6条の規定に基づき、当該関係委員会等に対し、必要な措置を行うものとする。

第4章 補則

(庶務)

第13条 危機管理及び委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が定め、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

〔省略〕

東京学芸大学情報セキュリティ委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学<u>情報セキュリティ会議</u>規程 〔省略〕 （設置） 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に東京学芸大学<u>情報セキュリティ会議</u>（以下「<u>情報セキュリティ会議</u>」という。）を置く。 （目的） 第2条 <u>情報セキュリティ会議</u>は、本学の情報セキュリティに関し、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティガイドラインの策定・改訂並びに情報セキュリティに関する重要事項を審議することを目的とする。 （審議事項） 第3条 <u>情報セキュリティ会議</u>は、次に掲げる事項を審議する。 （1）情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティガイドラインの策定及び改訂に関すること。 （2）情報セキュリティに係る重要事項に関すること。 （3）情報セキュリティに関する教育及び啓発に関すること。 （4）情報セキュリティポリシー遵守の励行への対応に関すること。 （組織） 第4条 <u>情報セキュリティ会議</u>は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1）情報を所掌する副学長（最高情報セキュリティ責任者） （2）学系長（部局情報セキュリティ管理責任者） （3）情報処理センター長（全学システム管理責任者） （4）附属学校運営部長 （5）事務局長 （6）学長が委嘱する教員 若干名 （7）学長が委嘱する事務職員 若干名 （議長等） 第5条 <u>情報セキュリティ会議</u>に<u>議長</u>及び<u>副議長</u>を置き、<u>議長</u>は情報を所掌する副学長を、<u>副議長</u>は情報処理センター長をもって充てる。 2 <u>議長</u>は、<u>情報セキュリティ会議</u>を招集する。 3 <u>副議長</u>は、<u>議長</u>を補佐し、<u>議長</u>に事故があるときは、その職務を代行する。	東京学芸大学<u>情報セキュリティ委員会</u>規程 〔省略〕 （設置） 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に東京学芸大学<u>情報セキュリティ委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を置く。 （目的） 第2条 <u>委員会</u>は、本学の情報セキュリティに関し、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティガイドラインの策定・改訂並びに情報セキュリティに関する重要事項を審議することを目的とする。 （審議事項） 第3条 <u>委員会</u>は、次に掲げる事項を審議する。 （1）情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティガイドラインの策定及び改訂に関すること。 （2）情報セキュリティに係る重要事項に関すること。 （3）情報セキュリティに関する教育及び啓発に関すること。 （4）情報セキュリティポリシー遵守の励行への対応に関すること。 （組織） 第4条 <u>委員会</u>は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1）情報を所掌する副学長（最高情報セキュリティ責任者） （2）学系長（部局情報セキュリティ管理責任者） （3）情報処理センター長（全学システム管理責任者） （4）附属学校運営部長 （5）事務局長 （6）学長が委嘱する教員 若干名 （7）学長が委嘱する事務職員 若干名 （委員長等） 第5条 <u>委員会</u>に<u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>を置き、<u>委員長</u>は情報を所掌する副学長を、<u>副委員長</u>は情報処理センター長をもって充てる。 2 <u>委員長</u>は、<u>委員会</u>を招集する。 3 <u>副委員長</u>は、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議) 第6条 <u>情報セキュリティ会議</u>は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第1項第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決するところによる。 (部会) 第7条 <u>情報セキュリティ会議</u>は、必要に応じて部会を置くことができる。 2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。 3 部会に関し必要な事項は、<u>情報セキュリティ会議</u>が別に定める。 (庶務) 第8条 <u>情報セキュリティ会議</u>の庶務は、教育研究支援部情報基盤課が処理する。 (規程改廃) 第9条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) 第10条 この規程に定めるもののほか、<u>情報セキュリティ会議</u>の運営に関し必要な事項は、<u>情報セキュリティ会議</u>が別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u>	(会議) 第6条 <u>委員会</u>は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第1項第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、<u>委員長</u>の決するところによる。 (部会) 第7条 <u>委員会</u>は、必要に応じて部会を置くことができる。 2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。 3 部会に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。 (庶務) 第8条 <u>委員会</u>の庶務は、教育研究支援部情報基盤課が処理する。 (規程改廃) 第9条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) 第10条 この規程に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。 〔省略〕
--	--

国立大学法人東京学芸大学内部統制に関する規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における内部統制に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 内部統制 中期目標・中期計画に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、本学のミッションを有効かつ効率的に果たすために整備・運用する仕組みをいう。 (2) 部局等 事務局，学長室，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，教職大学院，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，学生支援センター，教員養成開発連携センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，各附属学校及び附属学校運営部をいう。 (適用範囲) 第3条 この規程は、本学の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。 (統括組織) 第4条 本学の内部統制を統括する組織は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第6条に規定する役員会とする。 (学長の責務) 第5条 学長は、本学の内部統制の整備及び運用に関し、内部統制担当役員を統括し、その最終責任を負う。	<u>第1章 総則</u> (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における内部統制に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 内部統制 中期目標・中期計画に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、本学のミッションを有効かつ効率的に果たすために整備・運用する仕組みをいう。 (2) <u>関係委員会 内部統制に関する事項を審議する委員会をいう。</u> (3) 部局等 事務局，学長室，監査室，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，教職大学院，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，学生支援センター，教員養成開発連携センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，各附属学校及び附属学校運営部をいう。 <u>第2章 内部統制委員会</u> (設置) 第3条 本学に、東京学芸大学内部統制委員会（以下「内部統制委員会」という。）を置く。 (目的) 第4条 内部統制委員会は、関係委員会及び各部局等（以下「関係委員会等」という。）との密接な連携のもとに、<u>本学の内部統制に関する総合的な体制を整備することを目的とする。</u>

(内部統制担当役員) <u>第6条 学長は、本学に内部統制担当役員を置き、各理事をもって充てる。</u> <u>2 内部統制担当役員は、所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。</u> <u>3 前2項に定めるほか、本学の内部統制に関し、各業務にわたる事項又は共通する事項を統括し調整する内部統制担当役員は、総務を所掌する理事とする。</u> <u>4 内部統制担当役員は、内部統制上の重大な問題が発生したときは、直ちに学長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を講ずるものとする。</u> <u>5 内部統制担当役員は、役職員の不正及び違法行為並びに内部統制上の著しい不当事実を発見し、又は報告(通報を含む。)を受けた場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、学長及び監事に報告し、併せて再発防止を図るものとする。</u>	<u>(審議事項)</u> <u>第5条 内部統制委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。</u> <u>(1) 総合的な内部統制の整備に関する事項</u> <u>(2) 内部統制に関する研修の実施に関する事項</u> <u>(3) 関係委員会等との連絡調整に関する事項</u> <u>(4) その他内部統制に関し必要な事項</u> <u>(指示、指導及び助言)</u> <u>第6条 内部統制委員会は、必要があると認めるときは、関係委員会等に対し、内部統制に関する事項について、指示、指導及び助言を行うことができる。</u> <u>(内部統制担当役員)</u> <u>第7条 内部統制を適正に管理・推進する責任者は、総務を所掌する理事とし、内部統制担当役員という。</u> <u>(組織)</u> <u>第8条 内部統制委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</u> <u>(1) 学長</u> <u>(2) 理事及び副学長</u> <u>(3) 事務局長</u> <u>(委員長等)</u> <u>第9条 内部統制委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長をもって充て、副委員長は内部統制担当役員とする。</u> <u>2 委員長は、内部統制委員会を招集し、議長となる。</u> <u>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</u> <u>(陪席)</u>
--	---

(内部統制推進責任者) <u>第7条 部局等に内部統制推進責任者を置き、部局等の長をもって充てる。</u> 2 <u>内部統制推進責任者は、当該組織又は所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進し、定期的に内部統制担当役員に報告するものとする。</u> 3 <u>内部統制推進責任者は、当該組織又は所掌する業務における内部統制の整備及び運用状況を把握し、必要に応じて、適時、見直しを行う。</u> 4 <u>内部統制推進責任者は、内部統制の不備を発見した場合、速やかに是正措置を講じなければならない。</u> 5 <u>内部統制推進責任者は、内部統制上の重大な問題が発生した場合又は発生の報告を受けた場合は、直ちに内部統制担当役員に報告しなければならない。</u> (職員の責務) <u>第8条 職員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合、又は役職員の不正若しくは違法行為若しくは内部統制上の著しい不当事実を発見し、若しくは通報があった場合には、内部統制推進責任者を通じて、内部統制担当役員に報告しなければならない。</u>	<u>第10条 監事及び部長は、内部統制委員会に陪席することができる。</u> (委員以外の者の出席) <u>第11条 内部統制委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u> (関係委員会等の報告) <u>第12条 関係委員会等の長は、次の各号に該当する場合は、当該事項に関して、内部統制委員会に速やかに報告するものとする。</u> (1) <u>内部統制の改善を必要とする事案が発生又は予想される場合</u> (2) <u>内部統制委員会から指示、指導を受け、事案処理をした場合</u> (3) <u>その他内部統制に関し、内部統制委員会に報告することが必要と認められる場合</u> (内部統制委員会の対応) <u>第13条 内部統制委員会は、前条の報告を受け、必要があると認めるときは、第6条の規定に基づき、当該関係委員会等に対し、指示、指導又は助言を行うものとする。</u> <u>第3章 内部統制推進責任者の役割</u> (内部統制推進責任者の役割) <u>第14条 内部統制推進責任者は、部局等の長とし、「業務の有効性、効率性の向上」、「事業活動に関わる法令の遵守」、「資産の保全」及び「財務報告の信頼性の確保」の4つの目的を達成するため、内部統制の推進を行う。</u> 2 <u>内部統制推進責任者は、年に1回、内部統制担当役員が出席する部局長会において、内部統制の推進状況等を報告しなければならない。</u> (内部統制担当役員の責務) <u>第15条 内部統制担当役員は、前条の報告を受けた場合、内部統制委員会に報告し、必要に応じ改善策等を検討・実施しなければならない。</u>
--	--

2 職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、内部統制担当役員に直接報告することができる。

(モニタリング)

第9条 本学における内部統制の有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

2 日常的モニタリングは、各業務において役職員の自己点検・評価により行う。

3 独立的評価は、監査室による内部監査並びに監事による監査により行う。

4 内部監査及び監事監査の実施については、国立大学法人東京学芸大学内部監査規則（平成16年規則第43号）及び国立大学法人東京学芸大学監事監査規程（平成16年規程第44号）による。

(庶務)

第10条 内部統制に関する庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、別に定める。

[省略]

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第4章 補則

(庶務)

第16条 内部統制及び内部統制委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、内部統制委員会の運営に関し必要な事項は、内部統制委員会が定める。

[省略]